

議案第 36 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 6 月 5 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）の施行に伴い、失業者の退職手当に関して所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第10条第10項中「の各号」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

(平成34年3月31日までの暫定措置)

11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照ら

して再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第10条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した職員の退職手当に関する条例第1条の2に規定する職員をいう。以下同じ。)であつて職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就

いたものに対する新条例第 10 条第 11 項(第 5 号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第 10 条第 15 項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成 30 年 1 月 1 日以後である場合について適用する。

職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 10 条 1～9 省略</p> <p>10 第 1 項、第 3 項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>ア <u>特定退職者であつて、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>イ <u>雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 10 条 1～9 省略</p> <p>10 第 1 項、第 3 項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、<u>次の各号</u>に掲げる場合には、雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) <u>市長が雇用保険法第 24 条第 1 項の規定の例によりその者を同項に規定する就職が困難な者であると認めた場合</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

<p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者</u> 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 省略</p> <p>12～17 省略</p> <p>第 11 条～第 20 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 省略</p> <p><u>(平成 34 年 3 月 31 日までの暫定措置)</u></p> <p>11 <u>平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</u>」 とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ <u>特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法</u></p>	<p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 省略</p> <p>12～17 省略</p> <p>第 11 条～第 20 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 省略</p>
--	--

第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行  
うことが適当であると認めたもの(アに  
掲げる者を除く。)

↓

とする。